

一般財団法人群馬県建築構造技術センターに構造計算適合性判定を申請してくださる皆様にお知らせ

一般財団法人群馬県建築構造技術センター

皆様にはいつもお世話になっており、改めて感謝申し上げます。

この度は、当センターの構造計算適合性判定の業務範囲を次のとおり拡充することとなりましたのでお知らせいたします。

○業務拡充の状況は次のとおりです。

これまでの業務範囲

群馬県内のルート2、ルート3で構造計算を行った建築物（延べ面積 7,500 m²を超える建築物を除く。）

これからの業務範囲

群馬県内のルート2、ルート3で構造計算を行った建築物の他に、限界耐力計算等の構造計算を行った建築物を含めた全ての建築物（延べ面積 10,000 m²を超える建築物を除く。）

※詳しくは、当センターにお問い合わせくださるようお願いいたします。

○業務拡充を行う日 平成31年4月1日

当センターでは、皆様のご要望にお応えすべく出来る限りのサービスに努めて参りますので、今後ともご愛顧のほどをよろしくお願い申し上げます